

15. 手続き等について

①出生届け

生まれた日から14日以内に、生まれた場所及び現住所の市役所・町村役場に出生証明書、母子手帳、印鑑を持って届け出してください。

②乳幼児医療費助成

子どもの入院・通院費用の助成は個人の収入によって異なります。
手続き方法や助成の範囲は各市町村によって異なります。
お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

③育児手当金や出産育児一時金請求書

入院中はナースステーションに書類を出して下さい。
退院後は1階受付③文章受付へ提出ください。

④退院の手続き

こちらでおこないので、特に手続きはありません。
平日退院される場合は、1階受付③へお立ち寄りください。
土日、祭日、時間外に退院となる場合は直接お帰りください（入院費用等については後日病院より請求書が郵送されます）。

⑤新生児訪問の連絡について

母子手帳交付時に新生児訪問の連絡をするように説明をうけている場合はハガキの投函など所定の方法での連絡を早めに行いましょう。